⑵　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「一般職試験（大卒程度試験）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　平成26年４月２日（水）から同月４日（金）まで

なお、平成26年４月４日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の交付

受験の申込みを受理した場合は受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込受理後の試験地等の変更禁止

受験申込みが受理された後は、申込みをした試験の種類及び試験地の変更は、認めない。

第８　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、受験申込先に行うこと。ただし、裁判所職員採用試験オンライン申込システムによる申込みに関する問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局任用課試験第二係（03―3264―8111（内線3322））に行うこと。

２　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

平成26年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員

平成26年度裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験）及び同（大卒程度試験）の法律・経済区分（以下、「総合職試験の法律・経済区分」という。）及び平成26年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）（以下、「一般職大卒試験」という。）の試験事務に参画する臨時委員は、次のとおりである。

平成26年４月１日　最高裁判所

１　総合職試験の法律・経済区分及び一般職大卒試験の基礎能力試験（多肢選択式）担当

千葉大学准教授	安部　朋世
専修大学教授	飯尾　秀幸
東北大学大学院教授	井龍　康文
神戸大学大学院教授	桔梗　宏孝
明星大学准教授	清田　洋一
中央大学教授	栗原　文子
千葉大学教授	佐藤　宗子
成蹊大学教授	里川　重夫
法政大学准教授	篠原　隆介
神奈川大学准教授	清水　俊裕
首都大学東京教授	首藤　啓
京都女子大学准教授	手塚　洋輔
金沢大学教授	藤解　和也
駒澤大学教授	中嶋　真也
愛知工業大学准教授	中村　豪
筑波大学教授	中村　幸治
北海道大学大学院准教授	仁平　尊明
京都大学大学院教授	服部　高宏
東北学院大学准教授	細谷　圭
中央学院大学准教授	馬渕　浩二
首都大学東京教授	源川　真希
駒澤大学教授	村松　幹二
高知大学教授	諸澤　俊介
山口大学大学院教授	柳原　宏

２　総合職試験の法律・経済区分及び一般職大卒試験の第１次試験専門試験（多肢選択式）担当

経済理論	法政大学准教授	篠原　隆介
経済理論	神奈川大学准教授	清水　俊裕
経済理論	東北学院大学准教授	細谷　圭
経済理論	駒澤大学教授	村松　幹二

３　総合職試験の法律・経済区分の第２次試験専門試験（記述式）担当

民法	明治学院大学教授	今尾　真
刑法	首都大学東京大学院教授	木村　光江
民事訴訟法	東京大学大学院教授	垣内　秀介
刑事訴訟法	東北大学大学院教授	佐藤　隆之

平成26年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員

平成26年度裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験）及び同（大卒程度試験）の人間科学区分の試験事務に参画する臨時委員は、次のとおりである。

平成26年４月１日　最高裁判所

１　第１次試験基礎能力試験（多肢選択式）担当

千葉大学准教授	安部　朋世
専修大学教授	飯尾　秀幸
東北大学大学院教授	井龍　康文
神戸大学大学院教授	桔梗　宏孝
明星大学准教授	清田　洋一
中央大学教授	栗原　文子
千葉大学教授	佐藤　宗子
成蹊大学教授	里川　重夫
法政大学准教授	篠原　隆介
神奈川大学准教授	清水　俊裕
首都大学東京教授	首藤　啓
京都女子大学准教授	手塚　洋輔
金沢大学教授	藤解　和也
駒澤大学教授	中嶋　真也
愛知工業大学准教授	中村　豪
筑波大学教授	中村　幸治
北海道大学大学院准教授	仁平　尊明
京都大学大学院教授	服部　高宏
東北学院大学准教授	細谷　圭
中央学院大学准教授	馬渕　浩二
首都大学東京教授	源川　真希
駒澤大学教授	村松　幹二
高知大学教授	諸澤　俊介
山口大学大学院教授	柳原　宏

２　第１次試験専門試験（記述式）担当

心理学	お茶の水女子大学大学院教授	石口　彰
心理学	筑波大学教授	藤生　英行
社会学	法政大学教授	佐藤　成基
社会学	大阪大学大学院教授	友枝　敏雄
社会福祉学	ルーテル学院大学教授	市川　一宏
社会福祉学	明治学院大学副学長	松原　康雄
教育学	東京大学大学院教授	勝野　正章
教育学	東京大学大学院教授	小国　喜弘

３　第２次試験専門試験（記述式）担当

臨床心理学	徳島文理大学教授	黒澤　良輔
臨床心理学	上智大学教授	横山　恭子
発達心理学	東京大学大学院教授	遠藤　利彦
発達心理学	北海道大学大学院教授	仲　真紀子
社会心理学	日本大学教授	岡　隆
社会心理学	専修大学教授	下斗米　淳
家族社会学	東北大学教授	下夷　美幸
家族社会学	東洋大学教授	西野　理子
社会病理学	京都橘大学教授	高原　正興
社会病理学	筑波大学教授	土井　隆義
社会福祉援助技術	流通科学大学教授	加藤　曜子
社会福祉援助技術	関西学院大学教授	前橋　信和
児童福祉論	日本女子大学教授	林　浩康
児童福祉論	関西大学教授	山縣　文治
老人福祉論	松山大学教授	中谷　陽明
老人福祉論	首都大学東京教授	和気　純子
教育方法学	九州大学大学院教授	田上　哲
教育方法学	東海学園大学教授	的場　正美
教育心理学	岡山大学大学院准教授	山田　剛史
教育心理学	東京大学名誉教授	渡部　洋
教育社会学	中央大学教授	古賀　正義
教育社会学	お茶の水女子大学大学院准教授	浜野　隆
民法	信州大学准教授	栗田　晶
民法	慶應義塾大学大学院准教授	西　希代子
刑法	慶應義塾大学教授	亀井源太郎
刑法	早稲田大学准教授	田山　聡美

平成26年度裁判所職員採用総合職試験及び平成26年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）の受験資格の認定について

平成26年度裁判所職員採用総合職試験及び平成26年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）の受験資格の認定について、次のとおり定める。

平成26年４月１日　最高裁判所

１　平成26年度裁判所職員採用総合職試験公告第４受験資格の項の１の⑵の「最高裁判所が⑴に掲げる者と同等の資格を有すると認める者」は、次に掲げる者とする。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者及び平成27年３月31日までにこれらの課程のいずれかを修了する見込みがある者

⑵　学校教育法第104条第４項第２号の規定に基づき大学院に相当する教育を行うと認められた課程を修了した者及び平成27年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者